

田田於持持在萬々中中居居在江我之國之新書所

覺

治田郡
八馬村

こ

石原吉平
石原

石原成親之四子也。廣文公在任時、高年也。
中々年より居居中、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、

石原成親之四子也。廣文公在任時、高年也。
中々年より居居中、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、

中三月

石原
吉平

石原
吉平

石原成親之四子也。廣文公在任時、高年也。
中々年より居居中、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、
中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、中々、

中三月

石原
吉平

石原

石原
吉平

石原
吉平

沼田郡八木村百姓彦兵衛弟百助廣嶋江引越之儀御願書附

沼田郡

覚

八木村

百姓彦兵衛弟

百助

一

右百助儀私弟二而御座候、然ル処文化十四丑年々当年迄

式十ヶ年之間廣嶋中嶋本町對馬屋七郎右衛門方へ奉公仕らせ

実体二相勤候所、此度七郎右衛門方へ引請、住居仕らせ呉可申由

二付、何卒御慈悲之上引越住居之儀早々御赦免被為

仰付被遣候ハ、難有仕合ニ可奉存候、尤於町方ハ右七郎右衛門方方も

御奉行所江御願申上候筈ニ御座候間、此段宜敷被仰上可被下候、為其

口上書ヲ以奉願上候、已上

百姓

申三月

彦兵衛

庄屋

甚右衛門殿

与頭中

前書之通願出申候ニ附得斗相しらへ申候処、相違無御座候間、願之通引越

之儀早々御聞届被為仰付被下候様仕度奉存候、依而書附取次

奉差上候、已上

庄屋

申三月十日

甚右衛門

表書之通聞届差免候条此旨

与頭

相心得可申聞者也

六兵衛

寺西直人

同

申三月廿一日

庄屋

弥九郎

清水友五郎御判

同

与頭共

甚兵衛

沼田郡

但式通差上ルひかへ

御役所

引越 他村への転居は、転出側・引受側とも、転居理由・引受人を明記のうえ村役人を通して郡役所に申請し、免許を受ける。本文の朱書は郡代官の免許(赦免)